は，当日の朝４時までかかって書き上げたという。ヒゲづらの顔には疲労の色が濃いが自信に充ちた力強い告発の声は，次々に，安全審査の驚くべきからくりを暴いていく。

まず，法廷内の誰の記憶にも生々しい「日本海中部地震」や「長野県西部地震」などの大地震を取り上げ，それらがいずれも「地震特定観測地域」で起こっていることを示しつつ，同じ「特定観測地域」内の伊方に，平気で原発を建てることの無謀さを訴える。

そして実際に，伊方原発が「地震の巣」のまん中に建てられていることを，これまで四国，九州を中心に起こった大地震の分布図で示し，それを安全審査がこっそりと書き換えていく手口を，数々の事実に即して暴く。

そうした中で，２号炉安全審査の調査員を務めた松田東大地震研教授が，安全審査のために，半年ほどの間に学説を変えて，伊方沖の中央構造線を消した事実や，同じく安全審査で耐震設計を担当した大崎委員（東大教授）が，最近の著作と裏腹に，伊方原発地盤の卓越周期をごまかしたり，地震のマグニチュードを切り下げたりした事実などをあげ，御用学者の変節を住民の立場から厳しく追及。

大野，近藤両原告の陳述に，三人の裁判官が書面を追いながら熱心に聞き入っていた有様が印象的であった。白熱化する住民の追及に，それを裁く重さを痛感したことであろう。

重荷の原発に悩む四電

「エネルギーフォーラム」という電力業界誌の今年１月号に，四電の今村常務が「原子力４０％時代に対応する需要対策の展開」という一文を寄せているが，その中で次のように「身から出たさび」の悩みを告白している。

「当社は石油危機の前から原子力開発に取り組み，電源の多様化を進めてきた。昭和５７年３月に伊方２号が運開し，この時点で原子力発電の出力は１１３万キロワットとなり，５７年末の設備出力比率は２１パーセント，５７年度の発変電電力量比率は４１パーセントに達し全国最高となった。

こうした原子力を中心とする供給構造の変化は，供給コストの低減に大きく貢献しているが，一方，原価構造の面から見ると，資本費など固定的原価のウエイトが全国一高くなり，燃料費など可変的原価のウエイトが９社中最低になるという変化をもたらした。このことは，当社の経営体質が石油危機などには強いが，需要の抵迷には最も弱いことを示しており，当社としては需要の開拓・創造，負荷の平準化を目指した需要対策の推進が最重要となっている」と。

会計報告（'84. 10/5〜10/29）

収　入	
会　費	66,000
ニュース講読料	145,750
コピー代金	12,000
計	223,750
支　出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	1,290
郵送料	10,120
会場費	6,000
コピー料金	71,624
ゼロックス・リース料	14,300
計	128,334
差　引	95,416
積立金合計	1,897,471

伊方訴訟ニュース

第135号
1984年11月10日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112　口座 大阪 48780

２号炉第２１回公判

住民の言葉で告発する劣悪地盤と「地震の巣」

安全審査と変節科学者のでたらめさを追及

２号炉第２１回公判が開かれた１０月５日の松山は，雲一つない快晴。原告席には，一日の仕事を休んでかけつけた原告らの日焼けした顔が揃う。相手の被告席は，かつてのエース川勝検事はじめ，ほとんどのメンバーが入れ替り，主役を務めるのは和田弁護士。

ほぼ定刻通りに開かれた法廷では，待ち兼ねたように若い大野原告が立って，当日提出した二つの準備書面の一つを読み上げる。手にしているのは，原告団での調査の討議をまとめあげた手書きの労作（その全文は次頁以下に掲載）。とつとつと，しかし，住民を馬鹿にした安全審査に対する怒りをこめて，大野原告の声が法廷内に響く。

安全審査関係資料の中でも，地質・地盤の項は，よほどの専門家でない限り，聞きなれない専門用語や見なれない図面が多く，すぐに投げ出したくなるほどである。しかし，漁船に乗り組んでいる大野原告は，それらの“目つぶし”の中にひそんでいる事実と，それらをごまかそうとする安全審査の手口を，住民の怒りをこめて法廷内の人々に訴える。

四国電力の依頼を受けた中央電力研究所の研究員が，２号炉炉心付近の地盤のあまりの劣悪さに，「２号炉位置を海測に２０〜３０ｍ移すのが適当であると考える」と，その報告書に書いている。大野原告が，そのくだりを読み上げ，「それにもかかわらず現実には２号炉は，全面積の半分ほどが不良な地盤の上に建てられてしまった」と，黒を白と言いくるめる安全審査のでたらめさわ厳しく追求した時には，法廷内に，驚きと怒りのざわめきが起こった。（以下７頁右下に続く）

高松高裁判決日を一方通告

１０月３１日の朝，高松高裁から弁護団に電話で，「１２月１４日に判決のために開廷したい」と電話があった。普通の事件であれば，原告，被告双方の都合も聞いた上で判決日を決めることになっているが，一方的に，しかも電話で通告するという異常さ。さらに，ほぼ同時に，各報道機関にも電話で通告していたことも判明した。とりあえず弁護団では，日時決定を留保するよう申し込れたが，強行される公算は大きい。

2号炉訴訟

原告準備書面

1984年10月5日提出（その1）

伊方原子力発電所の自然的立地条件は最悪である

1. 地すべり山崩れの多発地帯（破砕帯地すべり地域）

1.1　三崎半島が含まれる三波川結晶片岩地帯（中央構造線南側）は，全国でも有数の地すべり地帯であり，破砕帯地すべりの9割は，この地で発生していると言われている。

しかし，被告は（準備書面（二）第四一.二)において「原子炉施設を設置する上で必要である岩盤が広い範囲にわたって存するとともに，問題となるような断層や破砕帯もない上，右岩盤を構成する緑色片岩の片理面の傾きも緩やかなことなどから，本件原子炉敷地の地盤は，原子炉施設に損傷を与えるような地すべり，山津波等を生じるおそれはない。」と主張して，ことのほか，この付近の地盤が安定しているがごとく書き，（Z第三号証の二．P21(1)）において，敷地内に数多くの破砕帯があると認めている。

それらは，古い破砕帯であるとし，将来においても活動はしないと主張するが，（乙第二号証の一，6－3－5～6－3－6）において最大幅2m程度の断層（№24）を認めている。これは数本の小断層が不規則に集合し，それを一括して測定してあるため見かけ上大きくなったと説明しているが，一本一本識別できないのなら，それは破砕帯群と呼ぶべきものである。

滑りの痕跡があり，多少とも岩盤改良が必要と思われる重要な断層として，S_1，S_2，S_3をあげている。本来ならば，すべての断層，破砕帯等をボーリングなど考えられるすべての手段を構じて追跡調査をしなければならないのに，単にS_3 1本を取り上げ，4本のボーリング調査による報告，断層変位計による「震度Ⅱの地震動でS_3の粘度に変位はなかった。」などと言う報告で，S_3断層の危険性がないとは言えない。また，それをもって他の断層の危険性を判断するのは軽率と言わざるを得ない。

（甲九号証，一，P41～P54）適要のところを見れば，P_3断層のボーリング調査においても，原発敷地直下の地層には，

・交互に粘土を含む地層
・節理の発達，割れ目あり
・鏡肌，油肌を示す
・破砕帯組織顕著

など，いくらでも重大な危険性が予知され，被告の主張する良好な地盤など何処にも見い出されない。

1.2　ごく普通の地盤に建てるという原子力発電所

被告は（乙第3号証の二．P22の（8））において「当地域の岩盤における断層，破砕帯は，どこにでも見られるごく普通のものであって，S_3はそれらのものの中で比較的顕著なものの一例に過ぎず特異なものでない。」と主張するが，三崎半島全体で起きる破砕帯地すべりは，ごく普通のものである。

だとしたら，比較的顕著であると主張するS_3について，何故地すべりのずれが生じないと言えるのか。地震，台風，大雨，長雨の時に大小とりまぜて山崩れ，地すべりが起きることは，この地においては周知の事実である。何処にでも見られる普通の軟弱地盤であるはずの三波川結晶片岩の地すべり地帯に原子炉を設置するなど無謀であり，被告の主張する安全には納得できない。

1.3　断層，破砕帯だらけの原子炉炉心地盤

（乙第二号証の一．6－3－2，7行目）において，「ボーリング及び……設計上考慮する必要はない。」と，まるで地盤には問題がないように記してあるが，事実は，前記のS_3の重要性を認めているし，（甲九号証の二．6－3－28，29，30）において，原子炉炉心，及びその付近に35本におよぶ断層を確認しているのである。その中で15本の断層については，重要，やや重要として原子炉設置にあたっては考慮しなければならないとしている。

記述事項を見ると，

・断層粘度をともなう。
・石英脈が乱され白色粘度をはさむ。
・他の断層によって切られ変位している。
・断層の近くは，地質状態が悪くなっている。

等，書かれており，これらの断層が動いた証拠が見い出されるにおよび，とても被告が認める（敷地の地盤は新鮮かつ堅硬である。）などと伝えるシロモノではない。

又，（甲九号証の三，6－3－39）において2号炉炉心だけでも，被告も認めている重要な断層，№1，№6，№24，№25，№26，S_1，S_2，S_3が通っており，この炉心部の地盤が新鮮かつ堅硬であるはずがない。四国電力が出した報告書，（甲九号証の四，1）においてすら，

4）基礎処理工法によって改良し得られると推定されるが，理段階では，これを避けて位置するのが適当であることは言うまでもありません。

5）これを避けるため炉心をA－A'線に沿って30m程度A側に移動させれば良い。

とか，（同証．3．）には，

「しかし，剪断層（Shear）およびシームが集合している部分または比較的厚い剪断層の周辺では岩石相互は粘着性を失い岩石としての状態が悪くなっている。何れにしても図－1.に示された2号炉の位置では全面積の半分程度が岩質のあまり良好でない部分に乗座することになるので2号炉位置を海側に20～30m移すのが適当であると考える」など

温和な表現で述べているが，「基礎岩盤は良くない。」と断じているのであり，何処にも2号炉炉心地盤が被告の主張する「新鮮かつ

賢硬な地盤」などと書かれていないのである。

しいて言えば，この文章の意味するところは，「この炉心の基礎岩盤は良くないので，あちこち探し回った末，網の目のように張りめぐった断層のある地盤の中から，ほんの少し良い地盤があるので，近い所ですから，そこへ移したらどうですか。」と言っているようなものである。

又，（同証１．１）～５））を読むと何処にも良好な地盤など出て来ない。ただ，「節理や断層は基礎処理工法によってなんとか出来るだろう。」

「大局的には不適じゃないから，不安はないだろう。」

「でも安心出来ないから炉心をずらしたほうが良かろう。」

としか取りようがないのである。

しかし，現実は２号炉炉心の全面積の半分程の岩質が良好でない所へ建てられてしまっているのであり，この事をとってみても被告の設置許可は杜撰な安全審査を行った上の事としか思われない。

この報告書の「4.断層の活動性に関する検討」の中で，「抗内において S_3 がもっとも規模が大きく……現在のところ活断層でないことは確かであるが過去何万年来動いていないか年代をもっていうことはできない。」としているが，この文章は矛盾している。過去何万年来動いていないか年代を答えられないのに，これが活動しない断層と断言出来るはずがないのであり，結局この文章は活断層であるかどうか解らないだけの事である。なお（甲九号証の五）において活断層について述べてある。

2. 問題だらけの原子炉施設の岩質，岩盤

2.1　被告は（準備書面（二）第四．一．３）において，原子炉施設を設置する地盤について，何ら問題がない旨を主張するが，（甲九号証六）においてさえ，ボーリング調査の結果，岩質分類のA級（良岩盤）は全く見い出されず，B級さえほんの時たま少し顔を出す程度であり，ほとんどの岩質がC級である。そして，どのような分類法に頼ったか知れないが，Cの上級，中級，下級などと分け，それがボーリング深度により，交互にサンドイッチ状に重り合って表わされているのである。又，最悪の地盤D級もあらわれている始末である。

C上級岩質さえ，もはや「基礎岩盤としては不良。」なのであってCの中級，下級，D級においては，原子炉施設など考えもおよばぬ岩盤，岩質で危険性の高いものである。（同証Ｐ２．２原子炉基礎の地質）において「また２号炉も１号炉ほど新鮮ではないが，堅硬な（C上級）岩盤上にその基礎を置く事ができると考える。」と１号炉よりも２号炉地盤が悪い事を認めているのである。けれども，まだ「堅硬な（C上級）の岩盤上にその基礎を置く事が出来る。」と頑張っているが，（同証Ｐ９．１．むすび③）において「２号炉の基礎は巾70cm のD破砕帯に跨がるので，基礎処理について十分検討されることが必要である。」堅硬な岩盤でない事を告白しているのである。

2.2　被告は，（準備書面（二）第四．一３）において「数々の試験の結果，原子炉施設を支持するのに十分な地耐力を有するとともに地震等による地盤破壊や不等沈下等を起こすこともない。平板載荷試験の結果によれば右岩盤は一平方メートル当り１４００トンの繰り返し荷重に対しても十分な弾性的な挙動を示すことから明らかなように」云々と主張し，（乙第二号証の一．６－３－２）において「緑色片岩には片理が発達しているが，岩盤は新鮮かつ堅硬であり，圧縮強度は乾燥状態で1100～1900Kg/cm^2，湿潤状態で800～1200Kg/cm^2 であるとしている。

原告らは，このような高い圧縮強度が値として出てくる事じたいに疑問を持っている。また試堀横抗内の岩盤で実施した平板載荷試験の結果，一平方メートル当り１４００トンまでの繰り返し荷重に対しても十分弾性的な挙動を示すとあるが，被告の主張する（乙第２号証の一．６－３－２）からあとの記述において，１，２項目に平方メートルの単位はあるが，何故（準備書面（２）第四．１．３）において平方メートルに換算したのか。被告としては，平方センチメートルを平方メートルという大きな単位に取る事によって弾性力を１４００トンと言うみかけ上，大きな値として発表し，原子炉施設の安全性を訴えたいのだろうが，小さな岩塊ならともかく，片理が発達し，粘土層を含む破砕帯が数多くある地盤において，このような大きな力の繰り返し荷重に対しても十分な弾性的な挙動を示すなどという主張は通用しないし，被告の作為であると思われるのである。

3. 原子力発電所を含む三崎半島の地質は最悪である。

3.1.　被告は（準備書面（二）第四．一．1.）において本件原子炉施設を含む周辺地域において……近い将来そこに大きな地変，火山活動，陥没の事象の発生は予想されない。」とのべ，三崎半島の断層も調べ考慮したと四国電力申請書（甲九号証の七）には記してあるが，８頁～９頁の簡単なものである。

（同証（２）－１，伊方越－豊ノ浦）において「断層が推定される位置には……破砕帯が存在する可能性があることを示すが，破砕帯，あるいは破砕面は確認出来なかった。」とあたかも，これは推定断層でもあり破砕帯もなきのごとく記述しているが，（甲九号証の八）にはハッキリと実存断層であるとしているのである。又，それは他に２つの実存断層に枝分かれしているのが読みとれ，この地域がかなり複雑な地質である事を示している。このような断層であるにもかかわらず３～４行の簡単な他意のありそうな文章で終らす事は出来ない。伊方原発からわずか２～３Kmでしかない断層でありながら道路上の切取面を見て記述のごとき判断をしたのは早計である。

（同証七（２）～2.亀ヶ池－佐市）では，「地形的に直線状谷が存在する。破砕帯群が

ある。破砕角礫，粘土を含み末固結である。」と認めながら，だからどうであると言う事にはふれてないのである。亀ケ池（加周池）は，陥没して出来たものであるという説もあり，幅１０m程の破砕帯群が存在するという事は，過去において大きな圧力が加わったと考えるべきであり，又，大地震の際には，それが地変，陥没等の諸現象を起さぬと言う保障はなく，起り得るとの前提において考察すべきである。この付近の地盤が極たんに悪くなっていることは明白であり，伊方原子炉からせいぜい３～４Kmの地点であることを考えれば，何故詳しい調査をしないのか理解に苦しむ。

（甲九証の七）には，「（２）－６松…小規模の破砕である。」とか，「（２）－７六郎谷…破砕帯は認められない。」などと断層は存在しないがごとく書いてあるが，（甲九号証の九）においては，１０数本の実存断層および推定断層が存在しているのである。５万分の１地質図を参考にしたのなら，これらの断層の事を詳しく調査しなければならないはずである。三崎半島全体を見回しても沢山の小規模の鉱山が点在しており，これらの鉱脈が断層により複雑に切れている事は承知の事実であり，断層により鉱脈が切れていれば見つけにくく，見つけて別抗を堀っても採算が合わないのである。鉱脈の短かさ，地盤の軟弱さが鉱山の寿命を短いものにしている。これが物語る事は三崎半島全体がいかに断層により区切られているかで，複雑な地層，地質を表わしているのである。

（甲九証の七）の「3.要約」において「その他の地域の結晶片岩は総体的に堅硬であり，また破砕帯の方向も多様であって中央構造線ととくに関連させて考察を要する破砕帯は認められない。」と，あたかも，央央構造線とは関係がないのだから，これら断層，破砕帯群は考察に値しないと言うのであるが，これ程，断層や破砕帯によって地質的に入りくんだ地盤が，大地震の際に地変，陥没等の発生はないと言い切れるのだろうか。

報告書の中から原告が少し反論しただけで，前記のごとく問題点が続出するのであるから，詳しい調査，ボーリング等を行えばどのような事態になるかは明白である。被告は，三崎半島が全国有数の破砕帯地すべり地帯であることを忘れているとしか思いようがないのである。

3.2　三崎半島は，今まで古生代の三波川変成岩類からなり，古くて硬い地盤からなると言われ，被告もそう主張しているが，前記したごとく地盤には多くの問題点がある事は明白である。

（甲九号証の十　Ｐ２１）にも，「この細長い半島は……高く隆起したことを示す。」とこの半島が単に曲降しただけで生じたのではなく，断層により切られた地塊が高く隆起したと述べ，（同証Ｐ２９）「これらの海岩段丘は……地盤運動を示唆しているようである。」とごく新しい時代に隆起した事を説明している。土地の古老の話や言い伝えを聞いても「大地震により海岸が高くなった。低くなった。」と言う事は，その土地に住む者にとってはよく聞く言葉であり，前記の事をよく説明している。

（同証Ｐ３２～Ｐ３３）に「中央地裂線の南に……驚くのである。」と見られるがごとく，洪積世以後も間　的に隆起している事を示すものであり，（甲九号証十一）において「豊後水道……地盤の上昇を示しているらしい。」と三崎半島が隆起していることは裏付けられる。被告の主張する「安定した地盤である。」など，この事を見ても理由がない。

4.　一般常識からしても安定性の問題から見ても，原子力発電所のような，今まで人類が経験した事がない程の危険性のある施設を多数の断層が通り，かつ岩質のよくない片理節理の発達した，破砕帯地すべり地帯である三崎半島に建設した事は，どのような見方をした所で許されるものではない。本来ならば，非の打ちどころのないような地盤上に建設されるべき原子炉を，前記のごとく簡単に説明しただけでも多くの問題をかかえる伊方の地盤上に建てる事を許可した被告の設置許可は違法である。

―― 求釈明 ――

1.　岩質分類のＡＢＣＤ級の分類した根拠を説明せよ。

2.　又，それがどのような目的において作成したのか明らかにせよ。

3.　圧縮強度試験に使用したサンプルとしての岩質の大きさを示せ。

4.　岩盤の特徴として，小さな一つ一つは良くても，大きな面積では悪くなるものだが，原子炉のような重い建造物に対して，その事は考慮したか示せ。

5.　（乙第２号証の一，６－３－１２から６－３－１４）において「せん断強度」「引張り強度」について書いてあるが，その中に圧縮強度，引張り強度の比（圧縮強度を１００）として，片理に平行に加圧した場合，（乾）において100：11：5などという劣悪な値もあり，それ以外の値も１／３になっている上，なお湿潤状態の場合は２５～４０％強度が小さくなることが認められるとあるが，岩盤の強度を調べるに当っては，当然これも設置許可の審査対象になるべき事項であると思うが，被告はこれらの事由についてどのような判断を下したのか説明せよ。

又，地震時には，「せん断強度」「引張強度」も地盤崩壊につながるおそれがあるが，その安全上の強度数値も具体的に説明せよ。

6.　三崎半島の航空写真によっても地形構造を調べたと思うが，その航空写真を提出せよ。

7.　中央構造線付近に特有な「レンズ状破砕作用」が敷地内にも見られると聞き及んでいるがその有無を示せ。

8.　又，見られるなら，その状態および中央構造線との関連性をも示せ。

（１頁から続く）　大野原告に続いて近藤原告が立ち，地震に関する準備書面を読み上げる。その書面（次号以降に全文掲載の予定）